

○一関市住宅用新エネルギー設備導入促進費補助金交付要綱

平成29年 3月31日

告示第114号

(目的)

第1 新エネルギー設備導入の普及促進及び環境に関する意識の高揚を図るとともに、脱炭素社会を構築するため、市民が住宅用新エネルギー設備を設置する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新エネルギー設備 次に掲げるもので、未使用のものをいう。

ア 太陽光発電設備 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備で、商用電力と連系し、自家使用を超える電気の余剰分を電力会社に売電することができるシステムをいう。

イ 太陽熱利用設備 太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯に利用するシステムをいう。

ウ 地中熱利用設備 地中熱（地下水熱を含む。）を熱源として活用し、空調、給湯等に利用するシステムをいう。

エ 蓄電設備 太陽光発電設備で発生させた電気を蓄え、必要に応じて住宅内の電気機器等に電気を供給するシステムをいう。

(2) 住宅 居住の用に供するために建築された家屋（店舗、事務所等と兼用する場合を含む。）をいう。

(補助金の交付対象者)

第3 補助金の交付対象者は、市内に自ら居住し、若しくは居住しようとする住宅に新エネルギー設備を設置する者又は自ら居住するため市内にある新エネルギー設備が設置された建売住宅（以下単に「建売住宅」という。）を購入する者で、次の各号のいずれにも該当するもの（法人を除く。）とする。

(1) 契約の締結において、次のいずれかに該当する者

ア 新エネルギー設備を設置する場合は、市内に本店、支店、営業所等（以下この号において「本店等」という。）を有する施工業者等との間で当該設備の設置工事の請負契約を締結した者

イ 建売住宅を購入する場合は、本店等を有する建売住宅供給者と売買契約を締結した者

(2) 市税の滞納がない者

2 前項に規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を受けることができない。

(1) 既にこの告示による補助金の交付対象設備と同じ種類の新エネルギー設備に係る補助金の交付を受けているとき又は当該補助金の交付を受けている者が同一世帯にいるとき。ただし、太陽光発電設備を増設する場合であって既設の太陽光発電設備の出力と増設に係る太陽光発電設備の出力との合計が10キロワット未満であるとき、蓄電設備を増設する場合であって既設の蓄電設備の蓄電容量と増設に係る蓄電設備の蓄電容量との合計が10キロワットアワー未満であるときは、この限りでない。

(2) 太陽光発電設備に対する補助金の交付を申請しようとする場合において、一関市住宅用太陽光発電システム導入促進費補助金交付要綱（平成22年一関市告示第79号）の交付を受けている場合で既設の太陽光発電設備の出力と増設に係る太陽光発電設備の出力との合計が10キロワット以上であるとき。

(補助金の交付対象設備及び補助額)

第4 補助金の交付対象となる新エネルギー設備の種類、補助額及び限度額は、別表第1のとおりとする。

(補助事業の内容の軽微な変更)

第5 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、交付決定額に変更が生じない変更とする。

(申請の取下期日)

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して30日以内とする。

(提出書類及び提出期日)

第7 規則に定める提出書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおり

りとする。

(報告の徴収等)

第8 市長は、補助金の交付事務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、随時報告を徴し、又は指導、現地調査等を行うことができるものとする。

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

制定文 抄

平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第99号抄)

令和3年4月1日から施行する。

改正文 (令和5年3月31日告示第124号抄)

令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第4関係)

新エネルギー設備の種類		補助額	限度額
太陽光発電設備	新設 (出力10キロワット未満までであるもの)	最大出力1キロワット当たり2万円 (その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)	10万円
	増設 (既設の太陽光発電設備との合計出力が10キロワット未満までであるもの)		
太陽熱利用設備	自然循環型太陽熱温水器 (集熱器と貯湯槽が一体型のシステムをいう。)	設置に要した経費の10分の1以内の額 (その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)	3万円
	強制循環型太陽熱利用システム (集熱器と蓄熱槽が独立しており、動力を用いて不凍液等を強制的に循環させるシステムをいう。)		5万円
地中熱利用設備	ヒートポンプシステム (地中熱を熱源としてその熱をヒートポンプで汲み上げるシステムをいう。)		30万円

	その他、地中熱を利用するための空調設備を有するシステム		10万円
蓄電設備	定置用の蓄電設備（太陽光発電設備と併設するものに限る。）	蓄電容量1キロワット アワー当たり2万円（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）	10万円

別表第2（第7関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期日
規則第4条の規定による書類	1 住宅用新エネルギー設備導入促進費補助金交付申請書 2 その他市長が必要と認める書類	第1号	別に定める。
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類	1 住宅用新エネルギー設備導入促進費補助金交付変更（中止、廃止）承認申請書 2 その他市長が必要と認める書類	第2号	変更（中止、廃止）の事由の生じた日から15日以内
規則第13条第1項の規定による書類	1 住宅用新エネルギー設備導入促進費補助金交付請求書 2 その他市長が必要と認める書類	第3号	別に定める。
規則第19条第1項の規定による書類	1 住宅用新エネルギー設備導入促進費補助金財産処分承認申請書 2 その他市長が必要と認める書類	第4号	別に定める。

様式第1号（別表第2関係）

年 月 日

一関市長 様

申請者 住所 〒

氏名

電話

住宅用新エネルギー設備導入促進費補助金交付申請書

年度において、住宅用新エネルギー設備導入促進費補助金の交付を受けたいので、一関市補助金交付規則により、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 補助金交付申請事業の概要

新エネルギー設備の種類	<input type="checkbox"/> 1 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> ①新設 <input type="checkbox"/> ②増設（既存設備の出力 _____ kW）	
	<input type="checkbox"/> 2 太陽熱利用設備 <input type="checkbox"/> ①自然循環型太陽熱温水器 <input type="checkbox"/> ②強制循環型太陽熱利用システム	
	<input type="checkbox"/> 3 地中熱利用設備 <input type="checkbox"/> ①ヒートポンプシステム <input type="checkbox"/> ②その他	
	<input type="checkbox"/> 4 蓄電設備 <input type="checkbox"/> ①新設 <input type="checkbox"/> ②増設（既存設備の蓄電容量 _____ kWh）	
新エネルギー設備の設置場所	所在地	一関市
	建築区分	<input type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 既築住宅 <input type="checkbox"/> 建売住宅
着工予定日	年 月 日	
事業完了予定日	年 月 日	
設置する設備の概要	製造メーカー	
	施工業者又は建売住宅供給者	(電話 _____)
(太陽光発電設備の場合) 太陽電池モジュール	公称最大出力	<input type="text"/> . <input type="text"/> <input type="text"/> kW (小数点第2位未満切り捨て)
(蓄電設備の場合) 蓄電池	蓄電容量	<input type="text"/> . <input type="text"/> <input type="text"/> kWh (小数点第2位未満切り捨て)
設置に要する経費（税込み）	円（太陽光：1kW当たり _____ 円）	
補助金振込先	金融機関名	支店名
	フリガナ	
	口座名義	
	口座番号	口座種類 普通・当座

(注) 添付書類については、裏面をご参照ください。

(裏)

新エネルギー設備の種類	添付書類
全設備共通	(1) 設置工事に係る工事請負契約書 (建売住宅については、売買契約書) の写し (2) 「設置経費等の内訳確認書」又は設置に要する経費の内訳が確認できる資料 (3) 新エネルギー設備の設置前の状況が確認できるカラー写真 (4) 補助金振込口座の預金通帳の写し等 (口座が確認できるもの) (5) 納税証明書 (年度分) (6) その他市長が必要と認める書類
太陽光発電設備 蓄電設備	「太陽光発電設備等の仕様及び出力等確認書」又は設備の仕様及び出力等が確認できる資料
太陽熱利用設備	新エネルギー設備の仕様等が確認できる資料
地中熱利用設備	

様式第2号（別表第2関係）

年 月 日

一関市長 様

申請者 住所 〒

氏名

電話

住宅用新エネルギー設備導入促進費補助金交付変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け一関市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった住宅用新エネルギー設備導入促進費補助金に係る事業を変更（中止、廃止）したいので、一関市補助金交付規則により、下記のとおり申請します。

記

変更（中止、廃止）の内容	
変更（中止、廃止）の理由	
変更（中止、廃止）の生じた年月日	

※ 変更の場合は、変更の内容が確認できる資料を添付すること

年 月 日

一関市長 様

申請者 住所 〒 -

氏名

電話

住宅用新エネルギー設備導入促進費補助金交付請求書

年 月 日付け一関市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった住宅用新エネルギー設備導入促進費補助金に係る事業が完了したので、一関市補助金交付規則により、関係書類を添えて、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 補助金交付請求事業の概要

新エネルギー設備の種類	<input type="checkbox"/> 1 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> ①新設 <input type="checkbox"/> ②増設（既存設備の出力 _____ kW）			
	<input type="checkbox"/> 2 太陽熱利用設備 <input type="checkbox"/> ①自然循環型太陽熱温水器 <input type="checkbox"/> ②強制循環型太陽熱利用システム			
	<input type="checkbox"/> 3 地中熱利用設備 <input type="checkbox"/> ①ヒートポンプシステム <input type="checkbox"/> ②その他			
	<input type="checkbox"/> 4 蓄電設備 <input type="checkbox"/> ①新設 <input type="checkbox"/> ②増設（既存設備の蓄電容量 _____ kWh）			
新エネルギー設備の設置場所	所在地	一関市		
	建築区分	<input type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 既築住宅 <input type="checkbox"/> 建売住宅		
着工日	年 月 日			
事業完了日	年 月 日			
設置した設備の概要	製造メーカー			
	施工業者又は建売住宅供給者	(電話 _____)		
(太陽光発電設備の場合) 太陽電池モジュール	電力受給開始日	年 月 日		
	公称最大出力	<input type="text"/> . <input type="text"/> <input type="text"/> kW (小数点第2位未満切り捨て)		
(蓄電設備の場合) 蓄電池	蓄電容量	<input type="text"/> . <input type="text"/> <input type="text"/> kWh (小数点第2位未満切り捨て)		
設置に要した経費(税込み)	円(太陽光: 1kW当たり _____ 円)			
補助金振込先 (補助金交付申請書に記載した振込先に変更がない場合は、記入不要)	金融機関名		支店名	
	フリガナ			
	口座名義			
	口座番号		預金種類	普通・当座

(注) 添付書類については、裏面をご参照ください。

(裏)

新エネルギー設備の種類	添付書類
全設備共通	(1) 新エネルギー設備の設置の状況が確認できるカラー写真 (2) 新エネルギー設備の設置に要した費用の領収書等の写し (3) 「領収書等の金額内訳等確認書」 (4) (申請書に記載した口座を変更する場合) 預金通帳の写し等(口座が確認できるもの) (5) その他市長が必要と認める書類
太陽光発電設備	(1) 「太陽電池モジュール出力確認書」又は設備の出力等が確認できる資料 (2) 電力会社との電力受給契約書の写し

様式第4号(別表第2関係)

年 月 日

一関市長 様

申請者 住所 〒

氏名

電話

住宅用新エネルギー設備導入促進費補助金財産処分承認申請書

新エネルギー設備を処分したいので、一関市補助金交付規則により、下記のとおり申請します。

記

処分する財産名等	
処分の内容 (有償・無償の別も記載)	
処分子定日	
処分の相手方 (住所、氏名又は名称、 使用の目的等)	
処分の理由	

※ 「住宅用新エネルギー設備導入促進費補助金交付決定通知書」の写しを添付すること。

様式第 1 号 (別表第 2 関係)

様式第 2 号 (別表第 2 関係)

様式第 3 号 (別表第 2 関係)

様式第 4 号 (別表第 2 関係)